

## 令和元年度

### 第 31 回豊頃町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年12月20日（金）午後3時30分～午後4時05分
2. 開催場所 豊頃町役場4階 議員控室
3. 委員の出欠 出席 13人 欠席 1人

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	遠藤 秀徳	出	8	友重 誠一	出
2	泉 信之	欠	9	熊野 信夫	出
3	門 茂子	出	10	加島 富浩	出
4	村上 浩保	出	11	荻野 滋雄	出
5	嘉藤 勝広	出	12	根本 篤和	出
6	竹下 昌徳	出	13	松崎 文一	出
7	宝田 幸子	出	14	井下 睦男	出

4. 議事日程 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（所有権移転）  
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借）  
議案第4号 農用地利用集積計画の作成の要請について  
議案第5号 農用地利用集積計画の決定について  
〈追加〉  
議案第6号 農地利用最適化推進委員の委嘱について
5. 臨席者
6. 事務局 渡辺良英事務局長 寺本恭啓係長 佐藤ひとみ事務員
7. 署名委員 議席8番 友重 誠一 議席9番 熊野 信夫

局長	<p>皆さんお忙しい中ご出席をいただきありがとうございます。</p> <p>本日の総会開催にあたりまして、2番泉委員から欠席する旨連絡がありましたのでご報告させていただきます。</p> <p>定刻前ですが皆さんお揃いですので只今から第31回農業委員会総会を開催致します。</p> <p>農業委員会憲章を朗唱しますので、ご起立願います。</p>
局長	<p>(豊頃町農業委員会憲章を朗唱する)</p> <p>ありがとうございました。ご着席下さい。</p> <p>それでは、ここで井下会長からご挨拶を頂きます。</p> <p>(挨拶要旨)</p>
井下会長	<p>1 師走を迎え、委員の皆さんには何かとお忙しい中、本日の総会にご出席をいただきまして、大変ありがとうございます。</p> <p>今年1年間、皆さんと共に農業委員会の仕事を無事終了することができましたことを、厚くお礼申し上げたいと思います。</p> <p>今年の作柄は私たちにとって、良い年ではなかったのではないかと感じております。本日の議案審議終了後、松崎委員の方から本町の農業情勢について報告をいただくことになっておりますので、よろしく願います。</p>
局長	<p>ありがとうございました。それではこの後は、井下会長の進行により総会を進めてまいります。</p>
議長	<p>それでは、議事録署名委員の指名をさせていただきます。議席番号8番友重委員、9番熊野委員にお願い致します。経過報告を事務局から願います。</p>
局長	<p>(経過報告書により報告をする。)</p>
議長	<p>はい。只今、経過報告がありましたが、ご質問等ありませんか。</p>
委員	<p>ありません。</p>
議長	<p>それでは議事に入らせていただきます。<b>議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」</b>を議題と致します。「<b>番号1番、2番</b>」の2件について一括審議願いたいと思います。事務局説明を願います。</p>
係長	<p>議案第1号第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。法の規定により農地等の賃貸借設定の合意解約の通知がありましたので審議を求めるものであります。番号1番、2番の2件とも基盤強化法による賃借権の</p>

	<p>設定がされておりました。番号1番は、 さんが後継者に経営移譲を行うため、番号2番については さんが売買を希望されたためそれぞれ解約するもので、2件とも引き渡しを行う6か月以内の合意であり適正であると判断します。</p> <p>番号1番の設定を受けていた方は幌岡530番地 さんが、設定をしていた方は豊頃 番地 さん、次に番号2番の設定を受けていた方は十弗 番地 さん、設定をしていた方は千葉県船橋市松が丘 の さんで、土地につきましては記載のとおりです。</p> <p>以上で番号1番、2番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、通知書のとおり決定とします。続きまして2ページ<b>議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」</b>を議題と致します。事務局「<b>番号1番</b>」を説明願います。</p>
係 長	<p>議案第2号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の所有権移転による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。本案件は譲受人が以前から農地として使用していた土地を贈与により所有権を移転するもので、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。譲渡人は礼文内 番地 さん、譲受人は礼文内 番地 さんです。土地につきましては礼文内 番地、地目は公簿原野、現況畑で、面積は ㎡です。 さんの経営内容についてはここに記載のとおりです。3ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、12月12日に現地調査を実施しております。地元委員であります荻野委員からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>11番です。ただいま事務局から説明があったとおりでありますが、この土地についてはかなり以前から さんが耕作をしておりまして面積も少ないということで贈与ということでの申請です。特に問題ないと思われませんがご審議のほどお願いします。</p>

議	長	只今、荻野委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして4ページ議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。
係	長	<p>議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。下記の件につきまして農地法第3条の規定による農地等の使用貸借による権利の設定許可申請がありましたのでご審議を求めるものでございます。</p> <p>番号1番についてご説明いたします。本案件は親子間における経営移譲によるものであり、権利を設定後、権利を有するすべての農地を使用すること、機械・労働力・技術・農作業従事要件など農地法第3条第2項の許可をしない要件には該当しないため、許可の要件はすべて満たしていることを申し添えます。</p> <p>譲渡人は幌岡 番地 さん、譲受人は同住所地の さんで、土地につきましては幌岡 番地 の内ほか 筆で、地目は公簿原野及び畑、現況畑で、面積は合計で m<sup>2</sup>です。経営内容以降についてはここに記載のとおりです。使用貸借の期間は 年間、始期は令和 年 月 日から終期は令和 年 月 日までです。なお、5、7ページに位置図、6ページに求積図を添付してございます。5、7ページいずれの図面も斜線で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
議	長	はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましても、12月12日に現地調査を実施しております。地元委員であります竹下委員からご説明願いたいと思います。
委	員	6番です。ただいま事務局から説明いただいたとおりです。 さんから さんに経営移譲をするということでありまして先日現地調査を致しましたが何ら問題がないと思われませんがご審議をお願いいたします。
議	長	只今、竹下委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。
委	員	ありません。
議	長	はい。無いということですので、このように決定をさせていただきます。続きまして8ページ議案第4号「農用地利用集積計画の作成の要請につ

<p>係 長</p>	<p>いて」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p> <p>議案第4号農用地利用集積計画の作成の要請についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第15条第1項の規定により、農業経営改善計画認定農家を相手とする利用権設定等の利用関係を調整した結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、下記の農用地利用集積計画をもって豊頃町長に対し農用地利用集積計画の作成を要請することについてご審議を求めるものでございます。本議案の案件は、農業経営基盤強化促進法に関する基本構想に適合し、農用地を効率的に利用しなければならない点など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>それでは番号1番ですが、利用権の設定を受ける方は北栄 番地 さん、設定をする方は千葉県船橋市松が丘 さんです。土地につきましては北栄 番地 、地目は公簿、現況共に畑で、面積は m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は売買による所有権移転で、移転の時期は令和 年 月 日公告の日、対価の支払い期限は令和 年 月 日、価格は総額 円、10a当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。10 ページに位置図を添付してございます。</p> <p>以上で番号1番の説明を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、12月12日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には加島委員がなっております。加島委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
<p>委 員</p>	<p>10番です。ただいま事務局から詳細に説明があったとおりで、先ほど議案第1号で合意解約のあった案件のものでして、貸主が売買を希望しましたが、今まで借りていた方が高齢を理由に希望されなかったもので隣接している福田さんへということでも地域的にも問題ないかと思われまますのでご審議のほどよろしく願います。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今、加島委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
<p>委 員</p>	<p>ありません。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして11ページ議案第5号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。事務局「番号1番」を説明願います。</p>

係 長	<p>議案第 5 号農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、豊頃町より決定を求められた下記の農用地利用集積計画について議決を求めるものでございます。</p> <p>本議案の案件は本町の農業経営基盤強化の促進に関する基本構想に適合し、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定する農用地利用集積計画作成の各要件を満たしていると考えますので、その点をご留意願いご審議願いたいと思います。</p> <p>それでは番号 1 番ですが、利用権の設定を受ける方は幌岡 番地 番地、設定をする方は豊頃 番地 番地 さんで、土地につきましては豊頃 番地ほか 筆、地目は公簿、現況共に畑で、面積は合計で m<sup>2</sup>、利用権設定等の種類は賃借権設定で、期間は 年間、始期は令和 年 月 日 公告の日から終期は令和 年 月 日までです。借賃は年額 円、10 a 当たり 円で、支払方法は記載のとおりです。5 ページに位置図を添付してございます。波線で表示した部分が申請地です。</p> <p>以上で番号 8 番の説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい。只今、事務局から説明がありましたけれども、この件につきましては、12 月 12 日に現地調査を行い、調整会議を取り行っておりまして、調整委員長には村上委員がなっております。村上委員の方からご説明願いたいと思います。</p>
委 員	<p>4 番です。この件につきましても議案第 1 号で合意解約のありました案件でありまして、 さんから さんへ経営移譲されるということで、このように設定をしなおすということでもあります。地域的には問題ないということなのでこのように決めさせていただきましたがご審議をよろしく願います。</p>
議 長	<p>只今、村上委員から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、このように決定をさせていただきます。続きまして本日追加で議案第 6 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題と致します。事務局説明願います。</p>
局 長	<p>本日、追加で配布した資料をご覧願います。</p> <p>議案第 6 号農地利用最適化推進委員の委嘱についてご説明いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律の規定により、農地利用最適化推進委員の委嘱について下記のとおりご審議を求めます。</p>

	<p>この法のただし書きで定める推進委員を委嘱しないことができることとされる政令で定める基準に該当することから、当町農業委員会には農地利用最適化推進委員を委嘱しないこととしてよいかご協議願います。政令で定める基準については、農地の利用効率化及び高度化が相当程度図られている市町村であり、区域内の農地の遊休農地割合が 1 パーセント以下かつ区域内農地面積の認定農業者等への集積率が 70 パーセント以上であることとされております。</p> <p>提案理由についてですが、平成 28 年 4 月 1 日から施行された農業委員会等に関する法律により、農業委員会には農業委員と最適化推進委員の両方を委嘱するよう定めております。これは主に合議体としての意思決定を行う農業委員とは別に、担当区域における農地等の利用の最適化の推進のためとされておりますが、法の定めのみで政令に定める基準に該当する市町村は委嘱しないことができるかとあります。この基準については参考で記載してある 2 点でございます。本町では、3 年前の総会においても協議いただき、実態として農業委員が地区担当をもち地域の中で担い手への農地の集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止・解消に努めるなどすでに長年にわたり法で定める推進委員の行うべきことに取り組んでいることから、推進委員を委嘱しないことと決定しておりますが、来年が農業委員の改選期であり、推進委員の設置有無についても都度総会で決定しなければならないことからの議案提出となっております。</p> <p>なお、本町の遊休農地については平成 30 年 12 月に報告している数値では「なし」であり、②の認定農業者等が耕作する面積割合は平成 30 年度末で 86.6 パーセントでありますことを申し添えます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>只今、事務局から説明がありましたけれども、この件について何かあれば受け賜りたいと思います。ございませんか。</p>
委 員	<p>ありません。</p>
議 長	<p>はい。無いということでございますので、「農地利用最適化推進委員を委嘱しない」とこのように決定をさせていただきます。</p>
委 員	<p>議案の審議は以上ですが、松崎委員から、今年の農業情勢等について報告をお願いします。</p> <p>13 番です。それでは本年度の当農協の取扱高の見込みの報告をしたいと思っております。収穫作業もほぼ終わりあとはビートの搬入が 23 日頃を目途に終わる見込みと聞いております。当農協では年度当初から十勝だいこんという一つの銘柄を持った作物が本年度からなくなった状態でのスタートでした。昨年は 2 億円の生産高であるその金額を、どのようにして組み入れてくるのかなど、そのような心配をしながらの春先からのスタートでありました。そのような状況の中、皆さんもご承知のとおり 5 月から天候に左右されながらも、終わってみ</p>

	<p>ればまずまず平年作以上の作柄で一応安堵しているところであります。酪農におきましては乳量が昨年より 3%の上積みで、68,000 t、税抜きで約 65 億円、それと合わせて国内チーズの対策で約 1 億円を見込んでおります。畜産においては高値で推移しており約 14 億の生産高を見込んでおります。合わせますと酪農・畜産で 80 億円になる見込みであります。一方畑作においては猛暑の中で豆の高騰化もあり本当に生産高が上がったなと思います。小麦は 370,000 千円。馬鈴薯の種子が 150,000 千円、食用 11,000 千円、澱源 175,000 千円、加工 550,000 千円、澱源 228,000 千円。馬鈴薯全体で 1,116,000 千円位。豆類については種子 59,000 千円、大豆 1,150,000 千円、小豆 980,000 千円、金時 144,000 千円、大手亡 230,000 千円、豆類全体で 1,520,000 千円。てん菜は約 400,000 千円でまだ出荷が終わっておりませんが糖分平均 16.6 で推移しておりますし、直播と移植を合わせて平均約 7 トン超を見込んでおります。青果は約 92,000 千円。その他の牧草が約 40,000 千円ですが、年明けにはまだ出荷があるので伸びるのかなと。経営安定対策交付金が 1,270,000 千円、畑作全体では約 48 億円を上回るのかなと。総体的に 128 億円位ですが、最終的に 130 億円に近づいてくれればと期待しております。これもひとえに組合員さんの努力と今年の天候に十分助けられながらの結果だったと思っております。その中で当委員の皆様におかれましては組合員皆さんとの土地の斡旋・調整等にご尽力いただきましたこと合わせてお礼申し上げます。今後組合員におかれましては農地の集約団地化、またよく言われている働き方改革ですか、そういう改革の中でも合理的運営の仕方もそれから舵取りも委員の皆さんにお願いできればなど、そのように思っておりますので今後ともよろしくお願いいたしまして報告とします。</p>
議 長	はい、ありがとうございました。せっかくの機会ですのでなにかご質問等あればお願いしたいと思います。ありませんか。
委 員	ありません。
議 長	ないということですので、以上をもちまして総会を終了させていただきます。
	閉会にあたり 井下会長 からお挨拶をいただきます。
局 長	(閉会の挨拶)
	閉 会